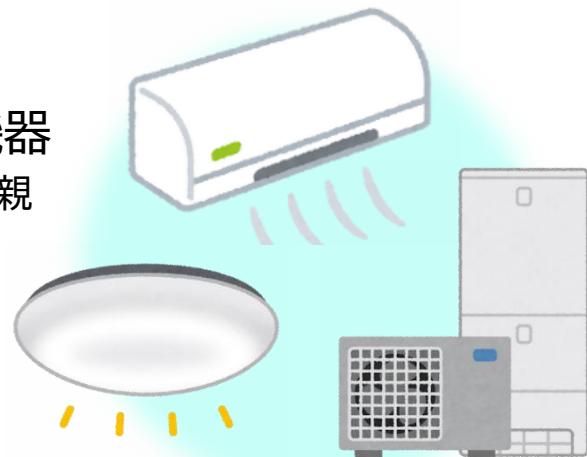


ご自宅の空調、換気、照明、給湯機器を 省エネ化しませんか？

ご家庭の機器の省エネ化によりCO₂排出量を削減するため、要件を満たす機器に**更新する方**へ費用の一部を補助します。

申請要件

- ご自宅の空調、給湯、換気、照明機器を要件を満たす機器に更新する市民(自らが所有する、または、親族(配偶者もしくは2親等以内の親族)が所有する住宅に限ります。)
- 市内業者(市内に本店を有する法人又は個人事業者)による施工又は購入であること
- 令和8年2月末までに施工を完了し、実績報告書を提出すること



限定

対象機器	機器の要件 詳細はホームページをご確認ください	補助金額	脱炭素先行地域 にお住まいの方 <small>※対象地域は裏面へ</small>
空調設備	次の要件を全て満たす機器 ●更新により30%以上のCO ₂ 削減効果 ●省エネ基準達成率が100%以上	費用の 1/2 上限50万円 (撤去費を除く)	太陽光パネル導入 または 再エネ電力契約で 費用の 2/3 上限100万円 (撤去費を除く)
給湯機器			
換気設備	次の要件を全て満たす全熱交換器 ●熱交換率が40%以上 ●必要換気量が1人あたり毎時30m ³ 以上		
照明機器	自動調光制御機能付きのLED照明 ・LED以外の照明からの更新のみ ・スタンドライトなどの固定しない照明を除く		

※複数の機器を併せて申請できませんが、上限額は変わりません。

申請書類

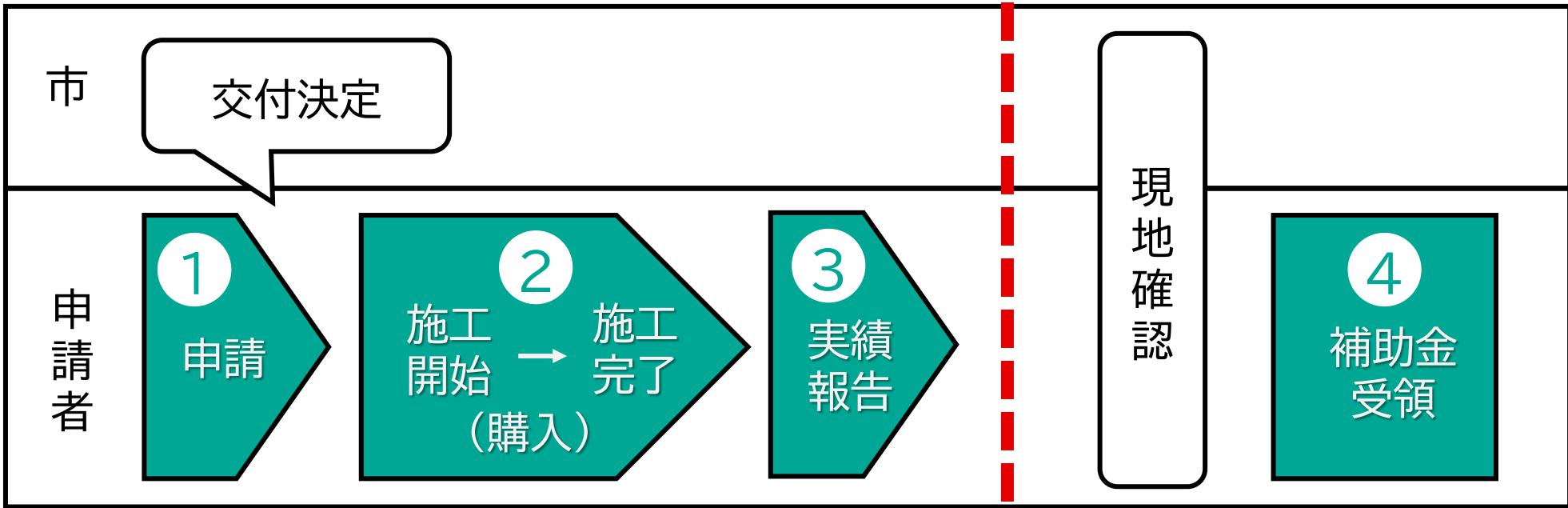
- ① 申請書(様式第1、2号)
- ② 納税通知書(固定資産税)等の写し
- ③ CO₂削減効果確認表
- ④ 機器の性能が確認できるカタログ等の写し
- ⑤ 費用の内訳がわかる見積書等の写し
- ⑥ 更新前の機器の写真(aとb)
 - a 型番がわかるように近くから撮影したもの
 - b 設置場所がわかるように離れて撮影したもの

申請方法

申請書類を裏面担当課へ提出

ご注意ください

- ▲施工(購入)前に必ず申請が必要です。
- ▲予算の上限に達した時点で受付を終了させていただきます。



- ➊ 施工（購入）前に申請書類を提出します。
- ➋ 申請書類の審査後、補助金の交付決定通知が送付されます。交付決定の日以降に施工（購入）してください。
- ➌ 施工（購入）完了後、令和8年2月末までに次の書類を提出します。
 - ① 実績報告書（様式第9号）
 - ② 費用の内訳がわかる請求書等の写し
 - ③ 領収書の写し
 - ④ 更新後の機器の写真（aとb）
 - a 型番がわかるように近くから撮影
 - b 設置場所がわかるように離れて撮影
 - ⑤ 補助金交付請求書（様式第11号）
- ➍ 市職員による現地確認の後、補助金が指定口座に振り込まれます。



脱炭素先行地域一覧

【宮古地区中心市街地】 新川町、向町、大通1～4丁目、末広町、栄町、宮町1・2丁目、南町、和見町、保久田、緑ヶ丘、五月町、横町、黒田町、新町、本町、築地1・2丁目
 【田老地区】 田老字向山、田老字荒谷、田老字野原、田老字乙部、田老字田の沢、田老字田中、田老字館が森、田老字ケラス、田老1～4丁目、田老三王1～3丁目、田老字青砂里、田老字川向

お問い合わせ

宮古市 エネルギー・環境部 環境課
 脱炭素推進係(本庁舎4階)
 ●〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号
 ●TEL:0193-77-5033
 ●E-mail:kankyo@city.miyako.iwate.jp

申請書類は担当課で
 配付のほか、
 市ホームページから
 ダウンロードできます

